

第433回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 3 3 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日            令和2年3月25日
2. 開催場所            川越市役所 7A会議室
3. 開会時刻            午前            9時30分
4. 閉会時刻            午前            10時00分
5. 招集者氏名           農業委員会会長    石川秀夫
6. 議長の氏名           農業委員会会長    石川秀夫
7. 委員出席者数        10名

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、参集する委員は最小限で開催

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	—		10	塩野謙吉	—	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	—	
5	鈴木一	—		14	今野英子	出	途中退席
6	関根誠	—		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	—	
9	内田光夫	—					

### 8. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

## 9. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	宇津克巳	主事	山本和慶
副事務局長	石田秀樹	主事補	飯島佑加
主幹	山本勇志		
副主幹	廣川慎司		
主査	河野敏浩		

## 10. 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和2年3月25日第433回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11. 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 中野 一 明

委員 山田 哲 也

委員 粕谷 貞 夫

12. 議決事項及び議事の要領

報 告 第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書2月分については、記載のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議 案 第 1 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数14件、総筆数32筆、総面積42,666㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から14番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号13番と14番について、夫婦関係であるため、まとめて調査報告する。3月23日に現地と譲受人宅を訪問してきた。耕作面積は約2.4ヘクタールであり、主にほうれん草や水菜を収穫している。耕作人数は家族4名である。保有農機は、一通りそろっていた。譲渡人は耕作ができないとのことから売買に至ったとのことである。現地や所有農地も確認したが全て適正に管理されていた。以上のことから、地元委員としては問題ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から14番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

## 議 案 第 2 号

### 農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数3件、筆数9筆、面積7,369㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することよろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。3月22日に譲受人に話を聞いてきた。整理番号1番は3筆、2,495㎡の申請である。譲受人は現在73歳であり、家族と共に約88アールの田畑を耕作している。世帯の農業従事日数は150日以上、取得する予定の農地は、水稻を栽培するとのことである。米作りに必要なトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等を確認してきた。以上のことから、地元委員としては問題ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号2番について、調査報告する。3月19日に譲受人を訪問し、話を聞いてきた。譲受人は、平成22年2月に設立し、約269アールの農地を耕作している。現地もしっかり耕作されており、問題ないと考える。トラクターやコンバインなど農業に必要な機械は全てそろっている。申請地は大豆などを作付けするとのことである。以上のことから、地元委員としては問題ないと判断する。慎重

な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

### 議 案 第 3 号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数15件、筆数29筆、面積6,687.14㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から15番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号7番について、調査報告を行う。3月17日に農地利用最適化推進委員と共に現地にて譲受人に話を聞いてきた。特別養護老人ホームの新築工事に伴い、今回の申請地を駐車場として使用したいとのことであった。工事場所と申請地が30mほど離れているが、そこには野菜を作付けしたいとの地主の意向である。雨水対策については、西側と南側に万能鋼板を設置し、そのほかについては自然浸透である。以上のことから、地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号7番について、目的が臨時駐車場であるが、工事用のトラックやダンプを駐車するのか、従業員用の車なのか」との発言があった。

委員から「従業員の車を置く予定であり、トラックなどは工事の現場に置くと思われる。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から15番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号7番については、「雨水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とし、整理番号7番については条件を付すことに決定する。

#### 議 案 第 4 号

農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「農地法第3条第1項の許可要件の一つである、「農地の売買や貸借を行う者は最低50アールを耕作していること」という下限面積については、同条第2項第5号の規定により、一定の要件の下、地域の実情に応じて農業委員会が別段の面積を定めることができるとされている。このことについては、毎年、利用状況調査の結果等に基づき検討を行うよう、農林水産省から通知されているところである。そこで、本案件では、川越市農業委員会において別段の下限面積を設定することについて審議を行うものである。本市の状況は、令和元年度の農用地利用状況調査では、10アール以上の農家の平均経営面積が約72アールとなっており、8月に行っている遊休農地の調査では、近隣市町村と比較し、遊休農地が特別多いわけでは

なく、年々急激に増えている状況でもない。また、埼玉県の意向は、「特段の事情がない限り、現状の50アールを維持することが好ましい。」とのことである。以上のことから、現行のままの50アールでいきたいと考えているので、審議をお願いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「毎年伝えているが、下限面積を30アールに下げてもらいたい。他市では一部30アールで設定しているところもあるため、そちらの方向でも検討してもらいたい。」との発言があった。

事務局から「昨年も同様の提案があり、事務局でも検討してきた。先ほどの説明でも話したが、川越市では下限面積を下げる理由が伴わないのが現状である。本市は都心に近く、転用圧力が強い場所であるため、投機目的の相談も多いことから、優良な農地を維持するためにも、慎重な判断が必要だと考える。また、本市は平野であり、地域によって差別化することが難しいのが現状である。なお、西部地区については、大体の市が50アールで、山間部があるところは、地域ごとに下限面積を下げているようである。」との説明があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、令和2年度の農地法第3条第2項第5号の下限面積を50アールに定めることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、多数の賛成が得られたため、議案第4号について原案どおり決定する。

#### 議 案 第 5 号

川越市農業委員会会長専決規程の一部を改正する告示を定めることについて

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「まず、1 改正の趣旨である。一つ目として、「川越市農業委員会農地



移動適正化あっせん基準」の全部改正に伴い、引用条文の条番号を改めようとするものである。二つ目として、農業委員会等に関する法律第26条に規定される職員の任免について、総会の議決に属する権限事務の円滑な執行を図るため、会長の専決事項に加えようとするものである。次に、2 改正の内容である。「(1) 川越市農業委員会会長専決規程について」であるが、「川越市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」の改正に伴い、第2条第1号本文中の条番号を新旧対照表のとおり改めようとするものである。次に「(2) 職員の任免について」である。農業委員会等に関する法律第26条に規定される職員の任免については、総会の議決に属する権限であることから、会長の専決事項とするためには専決規程に定める必要がある。新旧対照表のとおり、「会長専決規程」の第2条に第5号を新設する。「(3) 専決事項の報告について」である。第2条第5号の新設に伴い、第3条の報告についても前条第5号を加えようとするものである。新旧対照表のとおり、第3条本文中の第4号を第5号に改める。「(4) その他」である。職員の任免について、本則に定めたことに伴い、附則において、川越市農業委員会処務規程の第4条ただし書が専決になじまないため、当該部分を削ろうとするものである。新旧対照表のとおりただし書を削除する。最後に施行期日については、公布の日から施行しようとするものである。ただし、第2条第1号の改正規定は、「川越市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」の施行の日から施行しようとするものである。なお、議案本文等の「あっせん基準」の表記については、現時点では施行日が確定していないため制定日を空欄としている。」との説明を行った。

議長は、委員に意見等を求めたところ意見等がなかったことから、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第5号は原案どおり決定する。

## 議案第6号

川越市農業委員会総会会議規則の一部を改正する告示を定めることについて

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「まず1 改正の趣旨であるが、川越市農業委員会総会に関する要綱等を定められるように「川越市農業委員会総会会議規則」の一部を改正しようとするものである。次に、2 改正の内容であるが、川越市農業委員会総会会議規則第14条の規定について、傍聴の手續、定員等の詳細な内容を規定した要綱等を制定できるようにするため、条文を加えようとするものである。新旧対照表のとおり「会議規則」の最後に第15条を加える。最後に施行期日であるが、令和2年4月1日から施行しようとするものである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見等を求めたところ意見等がなかったことから、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号は原案どおり決定する。

## 報告第2号

川越市都市計画生産緑地地区の変更案における農地について（照会）に対する回答について

議長は、追加で報告を行うことについて、「都市計画課から、川越市都市計画生産緑地地区の変更案における農地について、意見照会があった。3月19日の運営委員会にて事務局の説明を受けて協議し、農業委員会の意見として回答することとしたので、他の会長専決の報告に準じ、これを追加報告とすることとしてよろしいか。」と委員に諮った。

異議がなかったため、「川越市都市計画生産緑地地区の変更案における農地について（照会）に対する回答について」を報告第2号とし、事務局に説明を求めた。

事務局は「当照会は新たに生産緑地指定の申請のあった土地について、生産緑地

法施行規則第1条の規定により、生産緑地法第2条第1号に規定する農地に該当しているかどうかについての照会である。生産緑地法第2条第1号に規定する農地とは、現に農業の用に供されている農地と定義されており、また同法の逐条解説によると、現在は一時耕作されていない状態の土地であっても、耕作するつもりになればいつでも簡単に耕地として復旧できるような土地も農地であるとされている。川越市では、平成29年6月に生産緑地法が改正されたことを受け、生産緑地の新規指定を積極的に行うこととなった。事務局は、都市計画課との事前の打合せにおいて、疑義のある土地の再確認、不明瞭な写真の撮り直し、果樹か植木か判別できない樹木の再確認などを依頼した。都市計画課で土地の再確認や申請者への聞き取り調査などを実施した結果、農地と判断した土地について今回の追加指定申請地と決定し、当照会に至ったものである。照会を受け、事務局で写真、農家台帳などにより申請地を確認し、全ての申請地が農地に該当する事を確認した上、3月19日の運営委員会においても、全申請地の写真を確認し、「農地に該当する。」と回答することとし、24日に回答した。このことから、会長専決の報告に準じ、追加報告とした。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めたが、意見はなかった。

以下余白

### 13. 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第433回  
川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 14. 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和2年4月1日

---

議長 石川 秀夫 印

---

委員 中野 一明 印

---

委員 山田 哲也 印

---

委員 粕谷 貞夫 印

---